第2章 乗車券類の発売

第1節 通 則

(乗車券類の種類)

- 第18条 乗車券類の種類は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 乗車券

- ハ 普通回数乗車券
- ニ 団体乗車券
- ホ 貸切乗車券

(2) 急行券 特別急行券 特別急行券 特別急行券 自由席特急券 特定特急券 特定特急券



- (4) 寝台券
 A寝台券

 B寝台券
- (5) コンパートメント券
- (6) 座席指定券

(乗車券類の発売箇所及び発売方法)

- 第19条 乗車券類は、駅において、係員又は乗車券類発売機により発売する。ただし、普通乗車券以外の乗車券類は、当社の指定した駅において発売し、また駅員無配置駅から有効となる乗車券類は、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する。
- 2 前項の規定にかかわらず、旅客が、乗車券類を所持しないで駅員無配置駅から乗車した場合又は 旅客が係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車した場合は、係員が普通乗車券、急行券、特別 車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を当該列車内において発売する。
- 3 乗車券類は、前各項に規定するほか、当社が別に定める箇所又は乗車券類の発売を委託した箇所 において発売する。

(乗車券類の発売範囲)

第20条 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限つて発売する。ただし、次の各号に掲げる場合は、他駅から有効な乗車券類を発売することがある。

- (1) 指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合。
- (2) 乗車券(通学定期乗車券を除く。)を所持する旅客に対して、その券面の未使用区間の駅(着駅以外の駅については、途中下車のできる駅に限る。)を発駅とする普通乗車券を発売する場合。
- (3) 駅員無配置駅から有効となる普通乗車券・定期乗車券又は普通回数乗車券を、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する場合。
- (4) 団体乗車券又は貸切乗車券を発売する場合。
- (5) 急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券及び座席指定券を発売する場合。ただし、 立席特急券及び特定特急券にあつては、別に定める駅からのものに限つて発売することがある。
- 2 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車 に有効なものに限つて発売する。ただし、前途の列車に有効な乗車券類を発売することがある。

(乗車券類の発売日)

- 第21条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによつて発売する。
 - (1) 普通乗車券

前条第1項第2号の規定によつて発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で旅客の 希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、 有効期間の開始日の2日前から発売する。

(2) 定期乗車券

有効期間の開始日の7日前から発売する。

- (3) 団体乗車券及び貸切乗車券
 - 運送引受け後であつて、旅客の始発駅出発日の1箇月前の日から発売する。
- (4) 指定券

当該列車(未指定特急券にあつては、指定した乗車日の列車群のうち、始発駅を最も早く出発する列車)が始発駅を出発する日の1箇月前の日の10時から発売する。ただし、立席特急券については、別に定める日から発売する。

(5) 特定特急券

別に定める日から発売する。

- 2 前項の規定によるほか、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところにより発売する。
 - (1) 普通乗車券、普通急行券又は自由席特急券(第 57 条第1項第1号ハの規定により2人の旅客が特別急行列車の寝台車に乗車し、1個の寝台を使用する場合に発売するものに限る。)は、同時に使用する指定券を発売する日又は呈示した日から発売する。
 - (2) 自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は特別車両券(指定特別車両券を除く。以下これを「自由席特別車両券」という。)は、同時に使用する普通乗車券の有効期間内の日で、旅客の希望する日を有効期間の開始日とし、当該普通乗車券を発売する日又は呈示した日から発売する。
- 3 指定席特急券、指定特別車両券、コンパートメント券及び座席指定券の発売日は、第1項の規定に かかわらず、別に定めることがある。
- 4 団体旅客又は貸切旅客に対して指定券を発売する場合の団体乗車券又は貸切乗車券の発売日は、 始発駅出発日の11日前の日までとする。ただし、特にその期限を定める場合は、この限りではない。

5 当社が乗車券類の発売を委託した箇所においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、乗車 券類を別に定める発売日から発売することがある。

(乗車券類の発売時間及び発売区間)

- 第21条の2 駅において発売する乗車券類の発売時間及び発売区間については、次の各号に定めると ころによる。
 - (1) 発売時間については、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、乗車券類の種類別の発売時間については、別に定めることがある。
 - (3) 発売区間については、前各号に規定する発売時間内において、旅客の希望する区間の乗車券類を発売する。ただし、普通乗車券の発売区間については、別に定めることがある。

(乗車券類の購入申込書)

第22条 指定券及びこれに伴う乗車券類を発売する場合は、駅に設備する購入申込書に必要事項の記入を求めることがある。

(特別の乗車券類の発売)

- 第22条の2 当社が特に必要と認める場合は、特別の運送条件を定めて、普通乗車券、普通回数乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券及び座席指定券(以下これらを「個人旅行用乗車券類」という。)並びに団体乗車券を発売することがある。
- 2 前項の規定によって乗車券類を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて、発売駅、発売区間、発売期間等をそのつど関係の駅に掲示する。

(伝染病患者に対して発売する乗車券)

- 第23条 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。
 - (注) 伝染病とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症(同法第44条の9の規定に基づき、政令で定めるところにより同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。)、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。

(払いもどし等について特約をした乗車券類の発売)

第23条の2 当社が業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払いもどし・乗車変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券類を発売することがある。

(割引乗車券類等の発売の制限)

第23条の3 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合 を除き、旅行開始前に限って発売する。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第24条 旅客運賃割引証によつて購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券若しくは 通学証明書又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を、使用資格者 が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、この使用資格者に対して、これらの乗 車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

- 第25条 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。
 - (1) 記載事項が不明となつたものを使用したとき。
 - (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
 - (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
 - (4) 有効期間内であつても使用資格を失つた者が使用したとき。
 - (5) 記名人以外の者が使用したとき。
- 2 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、使用することができない。
 - (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な 箇所に押印していないもの。
 - (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

- 第26条 旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券 又は連続乗車券を発売する。
 - (1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車(以下「片道乗車」という。)する場合に発売する。ただし、第68条第4項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切つて計算する場合は、当該打切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。

(2) 往復乗車券

往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間であつて、往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復1回乗車(以下「往復乗車」という。)する場合に発売する。ただし、往路と復路の経路が異なる場合であつても、その異なる経路が第16条の3に掲げる左欄及び右欄の経路相互である場合は往復乗車券を発売する。

(3) 連続乗車券

前各号の乗車券を発売できない連続した区間(当該区間が2区間のものに限る。)をそれぞれ 1回乗車(以下「連続乗車」という。)する場合に発売する。

(普通乗車券の発売方)

- 第 26 条の2 次の各号に掲げる場合は、前条及び第 68 条第 4 項の規定により、それぞれ片道乗車券 又は連続乗車券を発売する。
 - (1) 環状線一周となる経路の場合は、片道乗車券を発売する。

(2) 営業キロ又は第14条の2に規定する擬制キロ若しくは運賃計算キロを打ち切つて普通旅客運賃を計算する場合は、前条第2号の場合を除き、環状線一周となる駅又は折返しとなる駅を着駅及び発駅とする連続乗車券を発売する。

(普通乗車券の特殊発売)

- 第27条 旅客が列車内において普通乗車券の発売を請求する場合、当該列車の係員が携帯する普通乗車券ではその請求に応じられないときは、普通旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。なお、旅客が旅客運賃割引証を所持する場合又は旅客の請求する区間について旅客運賃割引の取扱いができる場合であつても、無割引の普通旅客運賃とする。)を収受して、係員がその携帯する普通乗車券によつて乗車方向の最遠の駅又は乗継駅までのものを発売し、同乗車券の券面に、途中駅まで発売した旨を表示する。
- 2 前項の規定は、第21条の2の規定により乗車券の発売区間に制限のある駅において、その発売区間外の普通乗車券の発売の請求があつた場合に準用する。ただし、乗車券類発売機により発行する普通乗車券については表示を省略することがある。
- 3 前各項の規定によって発売した乗車券を所持する旅客に対しては、前途の駅又は車内において、これと引換に旅客の請求する区間の普通乗車券を発売する。この場合、既に収受した旅客運賃と旅客の請求する区間の普通旅客運賃(旅客が旅客運賃割引証を提出した場合又は旅客の請求する区間について旅客運賃割引の取扱いができる場合は、割引の普通旅客運賃)とを比較して不足額を収受し、過剰額は駅(取扱箇所が車内の場合にあっては前途の駅)において払いもどしをする。

(学生割引普通乗車券の発売)

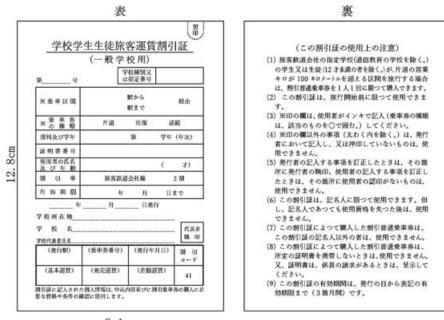
第28条 学校及び救護施設指定取扱規則(1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第3号)第2条に規定する学校(以下「指定学校」という。)の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合で、第29条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、割引普通乗車券を発売する。

(学生割引証)

第29条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年(又は年次)・学生証、生徒証又は児童証等(以下「証明書」という。)の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限(通信による教育を行う学校にあつては、有効期間)・発行年月日・学校所在地(通信による教育を行う学校にあつては、有効期間)・発行年月日・学校所在地(通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。)、学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間及び乗車券の種類を記入して提出するものとする。

学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

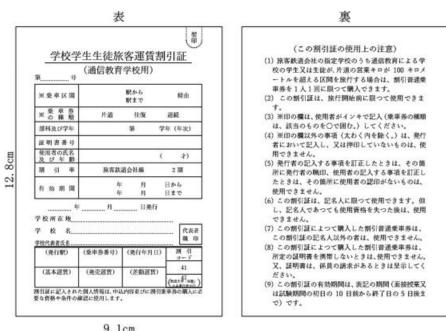
一般学校用



9.1cm

- 備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。
 - この様式は、必要に応じ、変更することがある。

通信教育学校用



9.1cm

- 備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。
 - 面接授業又は試験の場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とかつこ書き し、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。
 - (3) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

3 学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期限(通信による教育を行う学校にあつては、有効期間)は、 一般学校用のものにあつては発行の日から3箇月間、通信教育学校用のものにあつては面接授業又 は試験期間の初日の 10 日前から終了日の5日後までの期間とする。ただし、一般学校用のもので、 学校及び救護施設指定取扱規則第11条第3項又は同条第4項の規定による有効開始日又は有効期限 の表示のあるものは、その期間内の日を乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

- 第30条 学校及び救護施設指定取扱規則第21条に規定する施設(以下「指定救護施設」という。)に 保護され、又は救護される者(以下「被救護者」という。)が旅行する場合で、第31条の規定による 被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片 道又は往復の割引普通乗車券を発売する。
- 2 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつ ける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1 人について付添人1人を限つて、前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定によつて付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道 乗車券を購入するときであつても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(被救護者割引証)

- 第 31 条 被救護者は、前条の規定によつて割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代 表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び 年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名 称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証 の交付を受けて、提出するものとする。
- 2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。



れる者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場 合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する 場合に1回に限つて使用することができます (2) この割引証は、旅行開始前に限つて使用できます (3) この割引証の記入事項(太わく内を除く。)は、発行者 において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。) し、又は押印していないものは、使用できません。 (4) この割引証に記入する事項を訂正したときは、その質 所に発行者の職印のないものは、使用できません。 (5) この割引証は、記名人に限つて使用できます。但し、記 名人であつても使用資格を失つた後は、使用できません。 (6) この割引証によつて購入した割引普通乗車券は、この 割引証の記名人以外の者は、使用できません。 (7) この割引証によつて購入した割引普通乗車券は、所定 の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、 旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してくだ (8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期 限まで (1箇月間) です。

惠

9.1cm

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

(往復割引普通乗車券の発売)

第32条 旅客が、片道の営業キロが600キロメートルを超える区間を往復乗車する場合は、往復の割引普通乗車券を発売する。

第3節 定期乗車券の発売

第33条 削除

第34条 削除

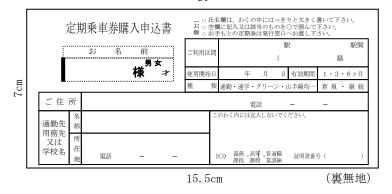
(通勤定期乗車券の発売)

- 第35条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項 を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。
 - (1) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合
 - (2) 区間及び経路を同じくして乗車する場合
- 2 定期乗車券購入申込書の様式は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 一般用

表

		定期	乗車参	#購り	入申	込書	Ė								
	定期乗車券の 種 類	浦勤 . 浦字 . グリーン ・ 特殊均一													
	利用者の氏名・ 年齢及び性別						(1/2)	男 女							
	利用者の居住地	電話	()												
	通勤先 ア は														
cm	用務先 名 称	電話	()												
18.2cm	乗 車 区 間		駅		駅間		経由								
	使用開始日及び 有 効 期 間		年	月	日本	hb	箇月								
	申込者が記入し、又は該当のものを○でかこんでください。														
	下欄には、記入しないでください。														
			年	月		Н	まで								
	(発 行 』	尺)	(乗	事券番号)		(発行年月日	1)							
l			-				/ oter	forc-fell- \							

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

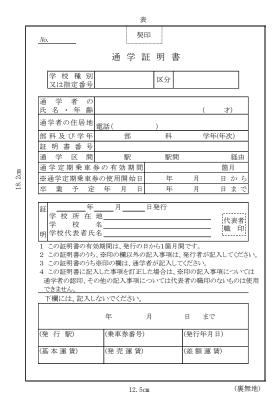


備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(通学定期乗車券の発売)

第36条 指定学校の学生(第39条第1項第1号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。)、 生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表 者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定 する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して 提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校(通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。)もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合
- (2) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合
- (3) 区間及び経路を同じくして順路によつて乗車する場合
- 2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。



- 備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校もより駅欄を印刷する。
 - (2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍 校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とかつこ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入す る。
- 3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。ただし、学校及び救護施設指定取扱規則 第15条第3項及び第8項の規定による有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期 間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。
- 4 指定学校の学生、生徒若しくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合で、当社が必要と認めるときは、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(特別車両定期乗車券の発売)

- 第36条の2 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、第35条第2項に規定する定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、乗車券と特別車両券とを1枚とした1 箇月又は3箇月有効の特別車両定期乗車券を発売する。
 - (1) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合(別に定める区間を除く。)
 - (2) 全区間を普通列車の自由席特別車両を利用して乗車する場合
 - (3) 区間及び経路を同じくして乗車する場合

(制限距離を超える定期乗車券の発売)

第37条 当社が特に必要と認める場合は、前3条の規定にかかわらず、100キロメートルを超える区間に対しても定期乗車券を発売することがある。

(定期乗車券の一括発売)

- 第37条の2 前4条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。
- 2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を附加して発売することがある。

(割引定期乗車券の発売)

第38条 第36条第1項又は同条第4項の規定により通学定期乗車券を発売する場合、次の各号に掲げる指定学校の学生、生徒、児童又は訓練生に対しては、当該指定学校(通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。)(第36条第4項に規定する実習場等を含む。)に通う場合で、通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、割引の通学定期乗車券を発売する(第36条第4項に規定する実習場等に通う場合は、通学証明書を提出したときに限る。)。この場合、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書の発行者においてその区分欄に、第1号及び第2号の生徒又は児童に対するものは「義務課程」、第3号及び第4号の生徒又は学生に対するものは「高等課程」、第5号の訓練生に対するものは「普通職業訓練」と赤書きする

ものとする。

- (1) 中学校 (義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)の生徒
- (2) 小学校 (義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)の児童
- (3) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の生徒
- (4) 高等専門学校の第3学年以下の学生
- (5) 職業能力開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) 第 15 条の7 に規定する公共職業能力開発施設 において普通職業訓練 (短期課程にあつては、同法施行規則 (昭和 44 年労働省令第 24 号) 第 10 条に規定する中学校卒業者等を対象とする訓練期間が1年のものに限る。) を受ける訓練生
- 2 前項に規定するほか、別に定めるところにより、割引の通学定期乗車券を発売することがある。
- 3 第1項の規定によつて提出する通学証明書については、旅客運賃割引証に関する規定を準用する。

(特殊均一定期乗車券の発売)

第38条の2 大人旅客が、第78条に規定する東京山手線内の区間を、常時、乗車する場合で、第35条第2項に規定する定期乗車券購入申込書に必要事項を記入(乗車区間欄は「東京山手線内」の例によつて記入する。)して提出したときは、東京山手線内の全区間に有効な特殊均一定期乗車券を発売する。

第4節 普通回数乗車券の発売

(普通回数乗車券の発売)

- 第39条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業又は試験のため、当該指定学校(通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。)のもより駅までの区間を、区間及び経路を同じくして順路によつて乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該区間に有効な11券片の通学用割引普通回数乗車券を発売する。
 - (1) 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第4条の規定により設置された大学の学生
 - (2) 通信教育を行う高等学校の生徒
- 2 前項の規定によつて普通回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道 200 キロメートル以 内の区間の各駅相互間(ただし、山陽本線(新幹線)中新下関・小倉間及び鹿児島本線(新幹線)中 小倉・博多間にかかわるものを除く。)であつて、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。 ただし、当社が特に必要と認める場合は、片道 200 キロメートルを超え 300 キロメートルまでの区 間に対しても普通回数乗車券を発売することがある。
- 3 第1項に規定するほか、別に定めるところにより、前項に掲げる区間に対して、当該区間に有効な 11 券片の割引の普通回数乗車券を発売することがある。

(通学用割引普通回数乗車券を購入する際に提出する学生割引証)

第40条 前条第1項及び第2項により発売する通学用割引普通回数乗車券を購入する場合に提出する 旅客運賃割引証は、第29条第2項に規定する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証に、学 校及び救護施設指定取扱規則第11条第5項の規定によりその在籍する指定学校の代表者において乗車券の種類・乗車区間その他の必要事項を記入したものとする。

2 前項の規定により提出する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、第29条 第3項の規定にかかわらず、発行の日から1箇月間とする。

第41条 削除

第 42 条 削除

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第43条 一団となつた旅客の全員が、利用施設・発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であつて、次の各号の1に該当し、かつ、当社が団体として運送の引受をしたものに対しては、団体乗車券を発売する。ただし、第1号に該当する団体であつても、特別車両に乗車する場合又はA寝台を利用する場合は、普通団体として取り扱う。

(1) 学生団体

- イ 次の1に該当する学校等の学生等が8人以上とその付添人、当該学校等の教職員(嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。)又はこれと同行する旅行業者とによつて構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が8人未満のときであつても、この取扱いをする。
 - (4) 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児
 - (p) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所及び同法第39条の2に 規定する幼保連携型認定こども園(以下これらを「保育所等」という。)の児童
- ロ イの付添人は、大人とし、当該団体を構成する旅客が次の1に該当する場合に限るものとし、 その人員はその旅客1人につき1人とする。
 - (4) 幼稚園の幼児、保育所等の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。
 - (中) 障害又は虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。
- ハ イの旅行業者は、当該団体を構成する人員(旅行業者を含む。)が 100 人までごとに 1 人とする。

(2) 訪日観光団体

訪日観光客8人以上又はこれと同行する旅行業者(ガイドを含む。)とによつて構成された団体で、責任のある代表者が引率するもの。ただし、訪日観光客は、日本国在外外交官・入国審査官・一般社団法人日本旅行業協会会長又は一般社団法人全国旅行業協会会長において発行した訪日観光団体であることの証明書を所持するものに限る。

(3) 普通団体

前各号以外の旅客によつて構成された8人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。 2 前項に規定するほか、別に定めるところにより、旅行目的、旅客の資格その他特別の運送条件を定 めた団体旅客に対して特殊取扱を行い、団体乗車券を発売することがある。

3 普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、第1項に規定する団体への参加等の事由により、 団体旅客としての取扱いを希望する場合は、特別の約束を旅客が承諾したときに限り、普通旅客運 賃を収受して、団体乗車券を発売することがある。

(団体旅客の運送上の区分)

- 第44条 団体旅客に対しては、前条の規定によるほか、次の各号の区分にしたがつて運送の引受けを 行い、団体乗車券を発売する。
 - (1) 利用列車による区分
 - イ 専用臨時列車を利用する団体

行程の全区間又は一部区間を当該団体だけのために設定した臨時列車(以下「専用臨時列車」 という。)を利用する団体

- ロ イ以外の列車を利用する団体 定期列車又は専用臨時列車以外の臨時列車を利用する団体
- (2) 大口、小口による区分
 - イ 大口団体

前号イに定める専用臨時列車を一口の団体だけで利用する場合(当社の定める両数以上を利用するときを含む。)の団体旅客

口 小口団体

イ以外の団体であつて、当該団体の構成人員によつて、次により区分する。

- (イ) A小口団体
 - 31 人以上の人員によつて構成された団体旅客
- (p) B小口団体
 - 8人以上30人までの人員によつて構成された団体旅客
- 2 次の各号の1に該当する団体旅客に対しては、その臨時列車の運転区間又は車両の使用区間について、列車又は車両単位(合造車にあつては客室単位)に旅客車を専用する取扱い(以下「旅客車専用扱」という。)として団体旅客運送の引受けをする。ただし、特別車両以外の座席車を専用する学生団体に対してはこれを適用しない。
 - (1) 大口団体
 - (2) 次に掲げる小口団体
 - イ 特別車両又は寝台車を連結していない列車又は区間に対し、特別車両又は寝台車を使用する 団体旅客
 - ロ イ以外の場合で、団体旅客運送の申込みの際に旅客車専用扱として乗車することを請求した 団体旅客
- 3 運輸上の支障その他特別の事由がある場合は、前項の規定を適用しないことがある。

(団体旅客運送の申込)

- 第45条 第43条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、特に定める場合は、当該各号に定める期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。
 - (1) 大口団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の9箇月前の日から2箇月前の日まで。
 - (2) 前号以外の団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の9箇月前の日から14日前の日まで。ただし、別に定める場合は、12日前の日まで受け付けることがある。
- (注)第2号の小口団体(普通団体)に対する運送の申込みの受付期間(受付期限を14日前の日までとしたもの)の例を示せば、次のとおりである。
- (例1) 9月15日に出発する場合は、前年12月15日から9月1日まで受け付ける。
- (例2) 11月30日に出発する場合は、3月1日から11月16日まで受け付ける。
- 2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合は、団体旅行申込書の提出を省略することができる。
- 3 団体旅行申込書の様式は、次のとおりとする。

(101) 団体(グループ)旅行申込書 团体名 由认著位所任务 接行掌索供所氏名 列 車 名(列車番号)(コ 25.7 cm 引受番号 運賃 料金 重車物類は 日までに本書を皇示のうえ、購入し ご乗車になる人員が、大人___名、小児__名に満た 合は、これに相当する団体旅客運賃・料金を支払ってくた H . W 导 受技 18.2 cm (裏無地)

備考 3片制とする。ただし、この様式は、必要に応じ、変更することがある。

- 4 団体旅客運送の申込者は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 学生団体

教育長又は学校長(保育所等の代表者を含む。以下この号において同じ。)。ただし、数校連合の場合で学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。

(2) 訪日観光団体

代表者、申込責任者又は旅行業者

(3) 普通団体

代表者、申込責任者又は旅行業者

- 5 団体旅行申込書の記入方は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 申込者住所氏名欄には、前項に規定する申込者の住所氏名を記入する。
 - (2) 旅行業者住所氏名欄には、旅行業者があつ旋をした場合に当該旅行業者の住所氏名を記入する。 ただし、訪日観光団体及び普通団体であつて、旅行業者が申込者の場合は、同欄の記入は省略する。
 - (3) 前項第1号の場合で、数校連合のとき又は第43条第3項の規定により普通乗車券を購入して 乗車しようとする旅客が、団体旅客としての取扱いを希望するときは、申込人員欄の所定欄に総 申込人員を記入するほか、記事欄に関係学校別の人員又は普通乗車券を購入して乗車しようとす る人員を明示する。

(団体旅客運送の予約)

- 第46条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合は、当社において、運輸上の 支障のない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。
- 2 前項の規定により団体旅客運送の引受けをする場合は、次の各号に掲げる場合を除き、乗車日及 び乗車する列車を指定して運送の引受けをする。
 - (1) 特定の区間について普通列車を利用する団体については、乗車する列車の指定をしない。
 - (2) B小口団体については、行程中の指定券を必要としない区間について、次の条件により乗車を 予定する列車を便宜指定する。
 - イ 便宜指定した列車又はこれと同一の乗車日の同種の列車のいずれかを選択して乗車する。
 - ロ 運輸上の支障等の事由により、乗車する際、当社が乗車する列車を指定する場合は、当該指 定の列車に乗車する。
- 3 前各項の規定により、団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に、運送を引き受けた旨通知する。この場合、別に定める団体にあつては、次の様式による団体旅行引受書により通知することがある。

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

18.2cm

4 前項の規定によつて、団体旅行引受書の交付を受けた団体旅客運送申込者は、団体乗車券購入の際、これを呈示しなければならない。

(裏無地)

第47条 削除

(責任人員及び保証金)

- 第48条 次の各号に掲げる団体旅客については、責任人員を附し、保証金を収受することを条件として、その運送の引受けを行う。
 - (1) 大口団体
 - (2) 旅客車専用扱の団体
 - (3) その他特別の手配をして運送する団体
- 2 前項の規定による責任人員は、次の各号に定める人員とし、旅客鉄道会社の責めに帰する事由による場合を除き、実際乗車人員が責任人員に満たないときであつても、行程の全区間に対し、責任人員に相当する団体旅客運賃・料金を収受することを条件とするものとする。
 - (1) 旅客車専用扱の団体にあつては、第119条に規定する貸切旅客運賃収受定員の9割に相当する 人員(その人員は大人とし、1人未満のは数は、1両ごとに切り捨てる。)

旅客営業規則(2025年10月1日現行)-24-

- (2) その他の団体にあつては、申込人員(大人と小児との混合の団体旅客のときは、大人と小児との各別の申込人員)の9割に相当する人員(1人未満のは数は、大人と小児とを各別に切り捨てる。)
- 3 第1項の規定による保証金は、団体旅客運送引受けの内容に従つて計算した団体旅客運賃の1割に相当する額(100円未満のは数は、100円単位に切り上げる。)とし、旅客鉄道会社の責めに帰する事由による場合を除き、団体旅客運送の申込みを取り消したときは、これを返還しないことを条件とし、次の各号に定めるところによつて取り扱うものとする。
 - (1) 保証金は、当該団体旅客が団体乗車券を購入する駅に指定した期日までに納付させることとし、その期日までに納付しないときは、当該団体旅客運送の申込みを取り消したものとみなす。
 - (2) 旅客鉄道会社の責めに帰する事由により、当該団体旅客運送の申込みを取り消したときは、納付した保証金相当額を返還する。
 - (3) 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃・料金の一部に充当し、過剰額があつても、その過剰額は返還しない。
 - (4) 納付した保証金には、利子を附さない。

第49条 削除

第50条 削除

(指定保証金)

- 第50条の2 指定券を必要とする小口団体(第48条第1項第2号及び第3号に規定する団体を除く。) については、指定保証金を収受することを条件として、その運送の引受けを行う。
- 2 前項の規定による指定保証金は、申込人員の9割に相当する人員(1人未満のは数は、切り捨てる。以下この人員を「指定保証金収受人員」という。)1人につき300円とし、旅客鉄道会社の責めに帰する事由による場合を除き、団体旅客運送の申込みを取り消した場合は指定保証金の全額を、実際乗車人員が指定保証金収受人員より減少した場合はその減少人員に対する指定保証金を返還又は団体旅客運賃・料金の一部に充当しない。
- 3 第48条第3項各号の規定は、指定保証金について準用する。
- 4 第2項の規定による指定保証金の額は、特に必要と認める場合、これを変更することがある。

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

第51条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は、団体旅客運送申込の際に、その区間を明示するものとする。

(団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等)

第51条の2 団体旅客運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員又は利用施設の変更、一部の行程の取消しその他取扱条件を変更する場合は、次の各号に定めるところにより、その変更を申し出るものとする。ただし、運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

- (1) 団体乗車券の購入前に変更する場合で第46条第3項の規定により団体旅行引受書の交付を受けているときは、当該団体旅行引受書を併せて提出する。
- (2) 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。
- 2 団体旅行変更・取消申込書の様式は、次のとおりとする。

変	更額の列	平名か	DIK!	MHI.	申込みください。 上段に記入してください。 必要な申込内容の確認・売券手続き及び3								受付 関所				_	供酒 電路	_		
Ť	ふり		1844	19617	2.9.5	. #14	PHR	-06	12.	ente.	8 8 0 2		\Box	80A 6	CHIH	申込む			q	F j	A E
	田体	日 体 名														東車 購入					
	中込者住所氏名																開語	()	
3	族行会社住所氏名																電話	()	
	変更 取消理由																0.50				
	現在の引 大人 小児 教験員						3				_		変 更		ф ž		9 8		_	-	
	人員	人人	小児			人		# A	の他	計人	大/	14	小児	教験員	付添)		人	1	他	1	2+
,	пп	71 (7	王条	名号)	t	E (3)	酒片	開		利用設備	ЯЕ		9	#		4	1	E (:	1 - K	10	利用設備
	2						T				8.5) (:)	
_					(1)	(:)			-	П	Ш	[-]	11	-		Ш	Ш	+
	۰				(ī.	,	(:)				TT	ΤŢ	1-1	Τī	- (İ) (İ	
						1	,	(:)			-	TT	7-7-	1-1	77	- 4	i II) (H	4
	٠						T		- 2				7-7-		7-7-		-		, (
-					(2	7	(:)				1 1	1 1	1-1	1 1	-	11) (+
_	-				C	1)	(:)	_		-	П	H	1-1	H	-	Ш	Ψ	П	1
	•				(:	,	(:)		100	-	TT	TT	1-1	17	- (Ī) (İ	
	*						,	(:	,		323	-	TT	7-1-	727	777	() (11	
Ī	¥				,		Ť				2.5	Ī.) (
_		_		_	10	1) [(:)				Н	11	1-1	Ш	1		Ш		
	受付			版セ 第						受 操作權			変	_	1-1	梿		8)			
3	扱番号	- 4										á	収	その		٨	利用施	×	10,10	N H M	列
	-		-					ļ	-			ħ	消	他		Ā	設	阳	1	Í	#
		ă	3									引受									

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

- 3 団体旅客運送の引受後、旅客の申出により団体旅客運送の変更又はその申込みの取消しの承諾を 行う場合は、第48条又は第50条の2に規定する条件を附した団体については、次の各号に定める ところによつて取り扱うものとする。
 - (1) 第48条に規定する条件を附した団体の場合
 - イ 申込人員その他の変更により責任人員及び保証金に増減がある場合は、次による。
 - (イ) 旅客鉄道会社の責めに帰する事由により変更する場合で、責任人員及び保証金が減少するときは、これを変更する。
 - (1) (1)以外の場合は、責任人員及び保証金を変更しない。
 - ロ 団体乗車券の購入前に申込みを取り消す場合は、次による。
 - (イ) 旅客鉄道会社の責めに帰する事由により申込みを取り消す場合は、すでに収受した保証金相当額を返還する。
 - (1) (1)以外の場合は、すでに収受した保証金を返還しない。
 - (2) 第50条の2に規定する条件を附した団体の場合

- イ 申込人員の変更により指定保証金に増減がある場合は、指定保証金が減少するときは次によって取り扱い、指定保証金が増加するときは、これを変更しない。
 - (イ) 当該団体の始発駅出発日の1箇月1日前の日以前に変更する場合は、指定保証金を変更する。
 - (p) 当該団体の始発駅出発日の1箇月前の日から団体乗車券を購入する日までの間に変更するときは、旅客鉄道会社の責めに帰する事由による変更のときは指定保証金を変更し、その他のときは指定保証金を変更しない。
 - (n) (f)及び(n)により指定保証金を変更する場合で、すでにこれを収受しているときは、これ に相当する指定保証金を返還しないで団体旅客運賃・料金に充当し、過剰額があつたときは 返還する。
- ロ 団体乗車券の購入前に申込みを取り消す場合は、次による。
 - (イ) 当該団体の始発駅出発日の1箇月1日前の日以前に取り消すときは、すでに収受した指定 保証金相当額を返還する。
 - (p) 当該団体の始発駅出発日の1箇月前の日から団体乗車券を購入する日までの間に取り消すときは、前号口の規定を準用する。
- 4 団体旅客運送の引受後、申込人員の変更の取扱いをする場合で、これによつて取扱条件を異にするときは、前項に規定するものを除き、変更後の人員によつて当該団体が構成されるものとして取り扱うものとする。

第6節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

- 第52条 旅客が、次の各号の1に該当する単位をもつて旅客車を貸し切る場合であつて、かつ、当社 が貸切として運送の引受けをしたものに対しては、貸切乗車券を発売する。
 - (1) 全車貸切 1 車両(合造車を含む。)単位で貸し切る場合。
 - (2) 半車貸切

合造車を客室単位で貸し切る場合。ただし、貸切部分以外の車室を旅客鉄道会社において他に 使用できる場合に限る。

(3) 列車貸切

列車を単位として貸し切る場合。ただし、旅客車5両以上の場合に限る。

(貸切旅客運送の申込)

- 第53条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員・行程その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅行申込書を提出して、貸切旅客運送の申込を行うものとする
- 2 貸切旅行申込書は、第45条第3項に規定する団体旅行申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正 して使用する。

(貸切旅客運送の予約)

- 第54条 旅客から、前条の規定による貸切旅客運送の申込を受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めたときは、当該貸切旅客運送の引受をする。
- 2 前項の規定により貸切旅客運送の引受をしたときは、その申込人に、第46条第3項に規定する団体旅行引受書の「団体」の文字を「貸切」と訂正する外、貸切旅客運送の引受に関する必要事項を加除訂正した貸切旅行引受書を交付する。

(貸切旅客に対する保証金等)

第55条 第46条第4項、第48条第3項、第51条及び第51条の2の規定は、貸切旅客の場合に準用する。

第56条 削除

第7節 急行券の発売

(急行券の発売)

- 第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急 行券又は普通急行券を発売する。
 - (1) 特別急行券
 - イ 指定席特急券
 - (イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は 第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び 乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対し ては、次に掲げる場合に限つて発売する。
 - a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき。ただし、当社が認めた場合は、設備定員に 満たない人員の旅客が当該個室を占有使用することができる。
 - b 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき
 - (p) 前(イ)の規定にかかわらず、特別車両又は寝台車に乗車する場合(第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合を除く。)は、旅客車及び座席を指定しない。
 - (n) 前(1)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売に準用する。
 - (二) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第1号の2に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であつても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。
 - (ホ) 前(イ)の規定により指定席特急券を発売する場合であつて、旅客が別に定める特別急行列 車に乗車するときは、複数の座席を一つの区画とし、区画単位で発売することがある。ただ し、次に掲げる場合に限る。

- a 当該区画の設備定員と同一の人員が乗車するとき。ただし、当社が認めた場合は、設備 定員に満たない人員の旅客が当該区画を占有使用することができる。
- b 乗車旅客の全員が当該区画を同一区間乗車するとき。

ロ 立席特急券

別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。

ハ 自由席特急券

別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車若しくは第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(別に定める区間における特別急行列車の座席を含む。以下同じ。)を使用する場合又は第181条第1項ただし書の規定により2人の旅客が特別急行列車の寝台車に乗車し、1個の寝台を使用する場合であつて、一方の旅客に寝台を指定しないとき(寝台券を同時に購入するとき又は呈示したときに限る。)に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席又は寝台の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。

二 特定特急券

次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(自由席のない列車にあつては、指定席)を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によつて、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、(イ)のjに定める区間にあつては、乗車する日、特別車両以外の座席車及び座席を指定して発売することがある。

(イ) 新幹線

a 隣接駅間(九州新幹線、郡山・福島間及び越前たけふ・敦賀間を除く。)及び以下の 区間

東 京・新横浜間

三 島・静 岡間

静 岡・浜 松間

豊橋・名古屋間

福 山・三 原間

三 原・広 島間

新山口·新下関間

東 京・大 宮間

古川・一ノ関

一ノ関・北 上間

北 上・盛 岡間

熊 谷・高 崎間

博多・久留湘間

新大村•長 崎間

b 東京・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間

- c 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間
- d 小倉・新鳥栖間及び小倉・久留米間
- e 東京・博多間を運転する特別急行列車のぞみ号(以下「のぞみ号」という。)又は新大阪・鹿児島中央間を運転する特別急行列車みずほ号(以下「みずほ号」という。)に乗車する場合(第7項の規定により特別急行券を発売する場合を含む。)の新幹線停車駅相互間(博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間及びaからdまでに定める区間を除く。)
- f 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間
- g 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間
- h 七戸十和田・奥津軽いまべつ間
- i 盛岡・新函館北斗間の各駅相互間(a、f、g及びhに定める区間を除く。)
- j 郡山·福島間
- (ロ) 新幹線以外の線区

次に掲げる区間の特別急行列車の停車駅相互間とする。

鳥取・出雲市間(100キロメートル以内の区間を除く。)

米子・益田間(100キロメートル以内の区間を除く。)

福島・新庄間(奥羽本線経由に限る。)

盛岡・秋田間(田沢湖線・奥羽本線経由に限る。)

(n) (イ)及び(n)の規定にかかわらず、別に定める区間において特定特急券を発売することがある。

(2) 普通急行券

普通急行列車の座席車(第13条第3項の規定により寝台車を座席車として使用する場合の寝台車を含む。)又は寝台車に乗車する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。
 - (1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の2個以上の特別急行列車に 乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎ となる場合であつて、小山以遠(宇都宮方面)の新幹線停車駅と熊谷以遠(本庄早稲田方面) の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、 上毛高原以遠(越後湯沢方面)の新幹線停車駅と安中榛名以遠(軽井沢方面)の新幹線停車駅 との相互間を利用するときを除く。
 - (2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であつて、 宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡 山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を 利用する場合又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。
 - (3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であつて、宇 多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・ 宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用 する場合又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。

- (4) 岡山・牟岐間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であつて、徳島駅において出場 しないで乗継ぎとなるとき。
- (5) 徳島・高知間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であつて、阿波池田駅において 出場しないで乗継ぎとなるとき。
- (6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であつて、山形駅において出場 しないで乗継ぎとなるとき。
- (7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であつて、 福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の 停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。
- (8) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。
- (9) 武雄温泉・長崎間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であつて、駅において 出場しないで乗継ぎとなるとき。
- 3 団体旅客又は貸切旅客に対する急行券は、団体乗車券又は貸切乗車券によつて発売する。この場合、指定席特急券のときは、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。
- 4 特別急行列車の乗車区間の一部区間について座席の指定ができない場合であつて、その区間が立 席特急券、自由席特急券、特定特急券又は未指定特急券を発売する区間であるときは、当該区間につ いて座席を指定しないで指定席特急券を発売することがある。
- 5 新幹線の2個以上の特別急行列車を駅において出場しないで乗り継ぐ旅客に対し、第1項第1号 ロ及び第2項の規定により立席特急券を発売する場合は、別に定めるところによりその一部区間に ついて乗車する列車を指定しないで発売することがある。
- 6 前各項の規定によって急行券を発売する場合、2個以上の急行列車が一部区間を併結運転する場合の当該急行列車又は旅客車を直通して運転する2個以上の急行列車は、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。ただし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車及び別に定める急行列車を除く。
- 7 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合(のぞみ号又はみずほ号(以下これらを「のぞみ号等」という。)を乗り継いで乗車する場合及びのぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継ぐ場合を含む。)であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるときは、全区間に対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売することがある。この場合、指定席特急券の発売にあたっては、乗車区間の一部について座席の指定ができない場合であつて、その区間が立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する区間であるときは、当該区間について座席を指定しないで発売することがある。また、立席特急券の発売にあたつては、別に定めるところによりその一部区間について乗車する列車を指定しないで発売することがある。
- 8 第2項第1号の規定により、旅客が東京・新函館北斗間を運転する特別急行列車はやぶさ号又は 東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号(以下これらを「はやぶさ号等」という。)とはやぶ さ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合は、大宮駅で乗継ぎとなる場合で あつて、小山以遠(宇都宮方面)の新幹線停車駅と熊谷以遠(本庄早稲田方面)の新幹線停車駅との

相互間を利用するときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別急行料 金により1枚の特別急行券を発売する。

- 9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として 運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車 とみなして、1枚の急行券を発売することがある。
 - (1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、にちりんシーガイア 号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。
 - (2) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車かささぎ号。
 - (3) 早岐・佐世保間を普通列車として運転する特別急行列車みどり号。
 - (4) 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。
- 10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が 当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、指定席特急券を発売する。
 - (1) 予讃線松山・八幡浜間(松山)
 - (2) 土讃線多度津・大歩危間(大歩危)
 - (3) 土讃線高知·窪川間(高知)
- 11 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、 第1項第1号イの(イ)の指定席特急券を発売する場合は、自由席特急券に別に定める指定料金券を添 付し、指定席特急券として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、 四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託 した箇所に限つて取り扱う。

第57条の2 削除

(特定の特別急行券の発売)

- 第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)のjの規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第125条第1項第1号ロの(イ)のdの(b)の①及び(ハ)のbに定める列車に乗車する場合並びに別表第1号の2に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。
- (1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線(新幹線)及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。
 - イ ロ以外の場合

別表第1号の3に掲げる期間内の日であるとき

ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線(北陸新幹線に限る。)の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合、東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の 停車駅相互間に乗車する場合(ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまた がつて運転する列車に乗車する場合を除く。)並びに第8項の各号に掲げる列車に乗車する場 合(同項の規定により特定の特別急行料金によつて特別急行券を発売する場合を含む。)

次に掲げる期間内の日(金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に定める休日及び同日の前日を除く。)であるとき

- 1月7日から2月末日まで
- 4月21日から同月26日まで
- 5月7日から同月10日まで
- 6月1日から7月15日まで
- 9月1日から10月10日まで
- 11月1日から12月27日まで
- (2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき
 - イ ロ以外の場合

別表第1号の4に掲げる期間内の日であるとき

- ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線(北陸新幹線に限る。)の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合、東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合(ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがつて運転する列車に乗車する場合を除く。)並びに第8項の各号に掲げる列車に乗車する場合(同項の規定により特定の特別急行料金によつて特別急行券を発売する場合を含む。)
- (イ) 3月21日から4月5日まで
- (中) 8月1日から同月9日まで
- (n) 次に掲げる期間内の土曜日、日曜日及び祝日法に定める休日(以下これらを「土休日」という。)が3日間以上連続する場合の当該土休日並びにその土休日の前日であるとき
 - 7月1日から同月31日まで
 - 9月1日から同月30日まで
 - 10月1日から同月31日まで
- 11月1日から同月30日まで
- (3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき
 - イ ロ以外の場合

別表第1号の5に掲げる期間内の日であるとき

- ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線(北陸新幹線に限る。)の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合、東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合(ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがつて運転する列車に乗車する場合を除く。)並びに第8項の各号に掲げる列車に乗車する場合(同項の規定により特定の特別急行料金によつて特別急行券を発売する場合を含む。)
- 1月1日から同月6日まで
- 4月27日から5月6日まで
- 8月10日から同月19日まで
- 12月28日から同月31日まで
- 2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であつて、次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によつて指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。

- (1) 次に掲げる線区又は区間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(ただし、特別急行列車成田 エクスプレス号及びE261系車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。)
 - イ 山手線、赤羽線、南武線、武蔵野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線中日暮里・勝田間、日 光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座・鹿沢口 間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本 線中東京・竜王間、東海道本線中東京・三島間及び伊東線
 - ロ 仙山線、北上線及び奥羽本線中秋田・青森間
 - ハ 磐越西線中郡山・喜多方間
 - ニ 白新線及び羽越本線中新発田・秋田間
 - ホ 九州旅客鉄道会社内各線
- (2) 七尾線中津幡・和倉温泉間に運転する特別急行列車の51km以上の停車駅相互間
- (3) 四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の25km以内の停車駅相互間。ただし、立席特急 券及び自由席特急券に限る。
- (4) 東海旅客鉄道会社線内の次に掲げる区間
 - イ 関西本線中名古屋・亀山間及び紀勢本線中亀山・新宮間(伊勢鉄道株式会社線が中間に介在する場合で、これを通じて特別急行券を発売するときを含む。)、身延線、飯田線、高山本線中岐阜・猪谷間又は中央本線中多治見・塩尻間に運転する特別急行列車の50km以内の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。
 - ロ 御殿場線中松田・沼津間に運転する特別急行列車の30km以内の停車駅相互間。
 - ハ 東海道本線中次に掲げる区間に運転する特別急行列車の51km以上の停車駅相互間。ただし、 立席特急券及び自由席特急券に限る。
 - (イ) 三 島・静 岡間
 - (ロ) 静 岡・浜 松間
 - (ハ) 豊 橋・名古屋間
- (5) 博多南線に運転する特別急行列車の博多・博多南相互間
- (6) 上越線に運転する特別急行列車の越後湯沢・ガーラ湯沢相互間
- (7) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の150km以内の停車駅相互間
- (8) 前各号の規定にかかわらず、別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車の停車駅相互間。ただし、同列車群に含まれるいずれかの特別急行列車に乗車する場合に限る。
- 3 第63条第1項の規定により指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券と同時に指定席特急券を発売する場合(特別車両の座席、寝台又はコンパートメント個室を使用する区間と特別急行列車の利用区間が異なる場合を含む。)は、特定の特別急行料金によつて指定席特急券を発売する。
- 4 旅客が、次の各号に定める区間の特別急行列車の停車駅相互間を、新幹線と新幹線以外の線区とを直通して運転する特別急行列車に当該線区をまたがつて乗車する場合(新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。)は、新幹線の区間(第57条第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。)と新幹線以外の区間(第57条第2項第6号の規定により1個の特別急行列車とみなす場合を含む。)を通じた全区間に対して特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は立席特急券を発売する。

- (1) 東京·新庄間(東北本線(新幹線)、奥羽本線経由)
- (2) 東京·秋田間(東北本線(新幹線)、田沢湖線、奥羽本線経由)
- 5 旅客が、新大阪・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車 する場合(新幹線の2個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。)は、全区間に対し て特定の特別急行料金によつて指定席特急券を発売する。
- 6 旅客が、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との 相互間を乗車する場合(新幹線の2個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。) は、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。
- 7 旅客が、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間に運転する特別急行列車(ななつ星in九州号、或る列車号、36ぷらす3号、かんぱち号及びいちろく号を除く。)と新幹線の特別急行列車とを武雄温泉駅において出場しないで乗継ぎをする場合(接続のために一時出場する場合を含む。)は、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間の1個の特別急行列車及び新幹線の特別急行列車に対して、第57条第1項の規定にかかわらず1個の急行列車とみなして、全区間に対して特定の特別急行料金によつて指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。
- 8 旅客が、北陸新幹線富山・越前たけふ間の新幹線停車駅と、新幹線以外の線区の特別急行列車の 停車駅との相互間を、次の各号の1に該当する列車に乗車し敦賀駅で出場しないで乗継ぎをする場 合は、新幹線と新幹線以外の線区とを通じた全区間(第57条第2項第1号の規定により2個以上の 特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。)に対して特定の特別急行料金によつて指定席特急券、立席 特急券又は自由席特急券を発売する。
 - (1) 特別急行列車しらさぎ号
 - (2) 特別急行列車サンダーバード号
 - (3) 別に定める特別急行列車

(特定の普通急行券の発売)

- 第 57 条の4 第 57 条第 1 項第 2 号の規定により普通急行券を発売する場合で、旅客が次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の普通急行料金によつて普通急行券を発売する。
 - (1) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間
 - (2) 七尾線に運転する普通急行列車の停車駅相互間(50km以内の区間を除く)
 - (3) 九州旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間
 - (4) 門司港若しくは下曽根・博多間、吉松・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間に運転する普通急行列 車の停車駅相互間(50km以内の区間を除く)
 - (5) 鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間に運転する普通急行列車の停車駅相互間(25km以内の区間を除く)
 - (6) 国分・鹿児島中央間若しくは霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間に運転する普通急行列車の停車駅相互間 (25km以内の区間を除く)
 - (7) 関西本線中名古屋・亀山間及び紀勢本線中亀山・新宮間(伊勢鉄道株式会社線が中間に介在する場合で、これを通じて普通急行券を発売するときを含む)、御殿場線中松田・沼津間、身延線、飯田線、高山本線中岐阜・猪谷間又は中央本線中多治見・塩尻間に運転する普通急行列車の30km以内の停車駅相互間

(8) 山手線、赤羽線、南武線、武蔵野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線中日暮里・勝田間、日 光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座・鹿沢口間、 総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本線中東 京・竜王間、東海道本線中東京・熱海間、伊東線、白新線、羽越本線中新発田・秋田間、仙山線、 北上線、磐越西線中郡山・喜多方間及び奥羽本線中秋田・青森間に運転する普通急行列車の50km 以内の停車駅相互間

(急行券の特殊発売)

- 第57条の5 急行券を発売する際に、急行列車が約2時間以上遅延している場合又は約2時間以上遅延することが確実な場合は、当該列車が遅延したときであつても急行料金の払いもどしの請求をしないことを条件として遅延特約の急行券を発売する。この場合、割引の急行料金によつて遅延特約の急行券を特別な条件を付して発売することがある。
- 2 車両の故障等により、固定編成車両(特別急行列車の編成用とした車両。以下同じ。)以外の車両によって全区間特別急行列車を運転する場合は、編成車両の変更に伴う特別急行料金の払いもどしをしないことを条件として、特定の特別急行料金によって編成変更特約の立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売することがある。
- 3 のぞみ号等の車内において指定席特急券を発売する場合は、満席等により一部指定席を使用できなくなつた場合であつても当該不使用区間に対する特別急行料金の払いもどしを請求しないことを 条件として、のぞみ号等の指定席の使用を開始した駅から前途ののぞみ号等に乗車する全区間について指定席を使用するとみなして、指定席特急券を発売する。
- 4 はやぶさ号等の車内において指定席特急券を発売する場合は、満席等により一部指定席を使用できなくなつた場合であつても当該不使用区間に対する特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、はやぶさ号等の指定席の使用を開始した駅から前途のはやぶさ号等に乗車する全区間について指定席を使用するとみなして、指定席特急券を発売する。
- 5 東京・京都間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の車内において指定席特急券を発売するとき(ただし、指定席使用区間が東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間となる場合に限る。)は、満席等により一部指定席を使用できなくなつた場合であつても当該不使用区間に対する特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、当該乗車の指定席の使用を開始した駅から前途の新幹線の特別急行列車に乗車する全区間について指定席を使用するとみなして、指定席特急券を発売する。

第8節 特別車両券の発売

(特別車両券の発売)

- 第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。
 - (1) 特別車両券(A)
 - イ 指定席特別車両券(A)

急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及 び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げ る場合に限つて発売する。

- (イ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき。ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用することができる。
- (ロ) 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき
- 口 自由席特別車両券(A)

急行列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

- (2) 特別車両券(B)
 - イ 指定席特別車両券(B)

普通列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及 び乗車区間を指定して発売する。

口 自由席特別車両券(B)

普通列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車すると きは、1個の急行列車とみなして1枚の特別車両券を発売する。
 - (1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両(個室を除く。)に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠(宇都宮方面)の新幹線停車駅と熊谷以遠(本庄早稲田方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、上毛高原以遠(越後湯沢方面)の新幹線停車駅と安中榛名以遠(軽井沢方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。
 - (2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。
 - (3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。
 - (4) 岡山・牟岐間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、徳島駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。
 - (5) 徳島・高知間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、阿波池田駅 において出場しないで乗継ぎとなるとき。
 - (6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。
 - (7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。

- (8) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。
- 3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であつて、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス(以下「グランクラス」という。)を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、駅において出場しない限り、全区間に対して1枚の特別車両券を発売する。
 - (1) 別表第1号の6に定める特別急行列車のグランクラス(以下「グランクラス(A)」という。)とグランクラス(A)以外のグランクラス(以下「グランクラス(B)」という。)とを乗り継いで乗車するとき
 - (2) グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車 するとき
 - (3) グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車 するとき
 - (4) グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき
- 4 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が第130条第1項第2号ハに規定する区間内相互間を運転する2個以上の普通列車の自由席特別車両に途中出場しないで乗り継いで乗車する場合、1個の普通列車とみなして1枚の自由席特別車両券(B)を発売する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。
 - (1) 来宮以遠 (伊豆多賀方面) の各駅と函南以遠 (三島方面) の各駅との相互間を乗車する場合
 - (2) 高輪ゲートウェイ以遠(田町方面)の各駅と大崎以遠(五反田方面)の各駅との相互間を乗車する場合
 - (3) 東十条以遠(王子方面)の各駅と尾久以遠(日暮里方面)の各駅との相互間を乗車する場合
 - (4) 川崎以遠(蒲田方面)の各駅と新川崎以遠(武蔵小杉方面)の各駅との相互間を乗車する場合
 - (5) 西大井以遠(武蔵小杉方面)の各駅と大井町以遠(大森方面)の各駅との相互間を乗車する場合
 - (6) 土呂以遠 (東大宮方面) の各駅と宮原以遠 (上尾方面) の各駅との相互間を乗車する場合
 - (7) 東千葉以遠(都賀方面)の各駅と本千葉以遠(蘇我方面)の各駅との相互間を乗車する場合
 - (8) 鎌取以遠(誉田方面)の各駅と浜野以遠(八幡宿方面)の各駅との相互間を乗車する場合
 - (9) 酒々井以遠(成田方面)の各駅と南酒々井以遠(榎戸方面)の各駅との相互間を乗車する場合
 - (10) 三河島以遠(南千住方面)の各駅と尾久以遠(赤羽方面)の各駅との相互間を乗車する場合
 - (11) 神田以遠 (秋葉原方面) の各駅と新日本橋以遠 (馬喰町方面) の各駅との相互間を乗車する場合
 - (12) 有楽町以遠 (新橋方面) 又は神田以遠 (秋葉原方面) の各駅と神田以遠 (御茶ノ水方面) の各駅との相互間を乗車する場合
 - (13) 神田以遠(御茶ノ水方面)の各駅と新日本橋以遠(馬喰町方面)の各駅との相互間を乗車する場合
 - (14) 新大久保以遠 (高田馬場方面) の各駅と代々木以遠 (千駄ケ谷方面) 又は大久保以遠 (東中野 方面) の各駅との相互間を乗車する場合
 - (15) 代々木以遠(原宿方面)の各駅と代々木以遠(千駄ケ谷方面)又は大久保以遠(東中野方面)

の各駅との相互間を乗車する場合

- (16) 日野以遠(豊田方面) の各駅と西立川以遠(東中神方面) の各駅との相互間を乗車する場合
- 5 第1項の規定にかかわらず、急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は第57条第9項の 各号に規定する一部区間を普通列車として運転する急行列車の特別車両にまたがつて乗車する旅客 に対しては、全区間に対して、1枚の特別車両券(A)を発売する。
- 6 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に定める区間の特別急行列車の停車駅相互間を、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車の特別車両に当該線区をまたがつて乗車する場合(新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。)は、新幹線の区間(第2項第1号の規定により特別急行列車の特別車両を乗り継ぐ場合を含む。)と新幹線以外の区間(第2項第6号の規定により特別急行列車の特別車両を乗り継ぐ場合を含む。)を通じた全区間に対して1枚の特別車両券を発売する。ただし、別に定めるところにより特別急行列車ごとに発売することがある。
 - (1) 東京·新庄間(東北本線(新幹線)、奥羽本線経由)
 - (2) 東京·秋田間(東北本線(新幹線)、田沢湖線、奥羽本線経由)
- 7 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上 の特別急行列車の特別車両を、駅において出場しないで乗継ぎとなるときは、全区間に対して別に 定める特別車両料金により1枚の特別車両券を発売することがある。
- 8 団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両券は、団体乗車券又は貸切乗車券によって発売する。この場合、指定特別車両券のときは、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。
- 9 第1項第1号イの規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対する特別車両券の発売に準用する。
- 10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が 当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、特別車両券を発売する。
 - (1) 予讃線松山·八幡浜間(松山)
 - (2) 土讃線多度津・大歩危間(大歩危)
 - (3) 土讃線高知·窪川間(高知)
- 11 第57条の3第8項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じた全区間に対して発売する1 枚の特別急行券と関連して特別車両券を発売する場合で、新幹線(第2項第1号の規定により2個 以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。)及び新幹線以外の線区をそれぞれ特別車両に乗車す るときは、当該特別車両利用区間に対して1枚の特別車両券を発売する。
- 12 第1項第1号イの規定により指定席特別車両券(A)を発売する場合であつて、旅客が別に定める特別急行列車に乗車するときは、複数の座席を一つの区画とし、区画単位で発売することがある。ただし、次の各号に掲げる場合に限る。
 - (1) 当該区画の設備定員と同一の人員が乗車するとき(スーペリアグリーンの2人用区画にあつては、2人又は1人が乗車するとき。)。ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該区画を占有使用することができる。
 - (2) 乗車旅客の全員が当該区画を同一区間乗車するとき。
- 13 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、

第1項第1号イの指定席特別車両券(A)を発売する場合は、自由席特急券に別に定めるグリーン料金券を添付して、指定席特別車両券(A)として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限つて取り扱う。

第59条 削除

第9節 寝台券の発売

(寝台券の発売)

第60条 旅客が、寝台を使用する場合は、次の各号に定めるところにより、寝台券を発売する。

(1) A寝台券

A寝台を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、乗車区間、寝台番号及び寝台の段別又は個室別を指定して発売する。

(2) B寝台券

B寝台を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、乗車区間、寝台番号及び寝台の段別又は個室別を指定して発売する。

- 2 前項の取扱いをする場合で、設備定員が複数の寝台個室に対しては、次の各号に掲げる場合に限 つて発売する。
 - (1) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき。ただし、当社が認めたときは、設備定員に満たない人員の旅客が当該寝台を占有使用することができる。
 - (2) 乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき
 - (3) 旅客が第74条の5に定める旅客運賃・料金を支払うとき
- 3 前各項の場合、列車内において発売するときは、指定事項の一部を省略することがある。
- 4 団体旅客又は貸切旅客に対する寝台券は、団体乗車券又は貸切乗車券によつて発売する。この場合、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。

第60条の2 削除

第10節 コンパートメント券の発売

(コンパートメント券の発売)

- 第60条の3 旅客が、コンパートメント個室を使用する場合は、乗車する日、列車、旅客車、座席及び 乗車区間を指定して、次に掲げる場合に限つてコンパートメント券を発売する。
 - (1) コンパートメント個室設備定員と同一の人員が乗車するとき
 - (2) 設備定員が複数のコンパートメント個室にあつては、乗客旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき
- 2 団体旅客又は貸切旅客に対するコンパートメント券は、団体乗車券又は貸切乗車券によつて発売する。この場合、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入 しなければならない。

第11節 座席指定券の発売

(座席指定券の発売)

- 第61条 旅客が、第13条第2項第5号に規定する指定席を使用する場合又は同条第3項の規定により B寝台を設備した寝台車(特別急行列車のB寝台を設備した寝台車を除く。)に乗車し、指定席を使 用する場合は、乗車する日、列車、駅、旅客車、座席及び下車駅を指定して座席指定券を発売する。 ただし、運輸上の都合によつて、旅客車又は座席の指定を省略することがある。
- 2 団体旅客に対する座席指定券は、団体乗車券によつて発売する。この場合、第21条第4項に規定 する団体乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。

第62条 削除

第12節 指定券の関連発売

(指定券の関連発売等)

- 第63条 旅客が、特別急行列車の指定席(特別車両の指定席及びコンパートメント個室に限る。)又は 寝台を使用する場合の指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券は、指定席特急券と同 時に購入するときに限つて発売する。
- 2 旅客が、普通急行列車の特別車両に乗車する場合の特別車両券(A)、寝台を使用する場合の寝台 券又は指定席(特別車両以外の座席車及び第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車を座 席車として使用する場合の指定席に限る。)を使用する場合の座席指定券は、列車内において発売 する場合を除き、普通急行券と同時に購入するとき又は呈示したときに限つて発売する。

(指定券と他の乗車券類との関連発売)

第64条 旅客が、指定券を購入する場合は、前条の規定によるほか、これを必要とする列車の乗車に 必要な乗車券類を同時に購入又は呈示し、乗車券に相当の証明を受けたときに限つて、当該指定券 を発売することがある。